

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	後期高齢者医療関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療関係事務
②事務の概要	・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、徳島市の後期高齢者医療被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、被保険者資格や保険給付に関する各申請書の受付や資料等の収集をし、各申請書等を徳島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)へ送付している。 ・特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、徳島市後期高齢者医療に関する条例、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の規定に基づき、次の事務に使用する。 - 資格管理事務 ① 住民基本台帳情報、住登外登録情報、生活保護受給情報等を広域連合へ送信することにより、資格の取得や変更及び喪失に関する事務を行う。また、障害認定や被保険者資格に関する申請書を受け付けし、徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)へ入力後、広域連合へ送付する。 ② 標準システムで作成された被保険者証や資格証明書を交付する。 - 保険料賦課事務 ① 保険料の賦課に必要な所得情報や簡易申告書で得た情報を、標準システムより広域連合へ送信する。 ② 広域連合で決定した保険料額に基づき、徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を行うとともに、被保険者に保険料額決定通知書を送付する。普通徴収の場合は、保険料額決定通知書及び納付書を送付する。 - 保険料徴収事務 ① 保険料の収納処理により、督促、催告等の各種通知書を送付。 ② 保険料の過誤納金の還付・充当処理。 ③ 保険料の収納管理、滞納管理により、滞納者について納付相談等を実施。 ④ 保険料の口座振替情報を管理。 ⑤ 保険料の期割・収納・滞納情報を広域連合へ送付。 - 保険給付事務 ① 保険給付に関する各種申請を受け付け、標準システムに必要事項を入力後、申請書等を広域連合へ送付する。 ② 特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付する。(認定証の年次更新分は被保険者に送付する。) - 情報提供ネットワークシステムの特定期間情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定期間情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。
③システムの名称	後期高齢者医療システム、滞納管理システム、高額介護合算システム、個人・法人管理システム(宛名システム)、新窓口対応システム(庁内連携システム)、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
高齢者の医療の確保に関する法律による資格、収納に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定期間情報の提供に関する命令 第119条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市 総務部総務課 情報公開担当 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5155
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5155
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

[illegible]

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月23日	① 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ② 事務の概要	・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、徳島市の後期高齢者医療被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、被保険者資格や保険給付に関する各申請書の受付や資料等の収集を、各申請書を徳島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)へ送付している。 ・特定個人情報ファイルは、高齢者の医療の確保に関する法律、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、徳島市後期高齢者医療に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。))の規定に基づき次の事務に使用する。 1. 情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報(「副本」として中間サーバーに保有し管理する。 2. 資格管理事務 ① 住民基本台帳情報、適用除外要件及び障害情報等の確認により、被保険者資格に関する申請書やその他の申請書を受け付け、広域連合へ送付。(資格の取得・喪失・変更) ② 被保険者証や資格者証を交付(被保険者へ送付)する。	法律第80号)に基づき、徳島市の後期高齢者医療被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、被保険者資格や保険給付に関する各申請書の受付や資料等の収集を、各申請書を徳島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)へ送付している。 ・特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))、高齢者の医療の確保に関する法律、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、徳島市後期高齢者医療に関する条例、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の規定に基づき、次の事務に使用する。 1. 資格管理事務 ① 住民基本台帳情報、住居外登録情報、生活保護給付情報等を広域連合へ送信することにより、資格の取得や変更及び喪失に関する事務を行う。また、障害認定や被保険者資格に関する申請書を受け付けし、徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)へ入力後、広域連合へ送付する。 ② 標準システムで作成された被保険者証や資格証明書を交付する。 2. 保険料賦課事務 ① 保険料の賦課に必要な所得情報や簡易申告書で得た情報を、標準システムより広域連合へ送信する。	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月23日	前項目のつづき	3. 保険料賦課事務 ① 保険料の賦課に必要な所得情報及び受付した減免申請書を広域連合へ送付。 ② 年金支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額の確認による保険料徴収方法を決定。 4. 保険料徴収事務 ① 保険料の収納処理により、督促、催告等の各種通知書を送付。 ② 保険料の通融納金の還付・充当処理。 ③ 保険料の収納管理、滞納管理により、滞納者について納付相談等を実施。 ④ 保険料の口座振替情報管理。 5. 保険給付事務 ① 保険給付に関する各種申請を受け付け、徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システムに必要な事項を入力後、書類を広域連合へ送付する。 ② 申請により、特定疾病受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付(認定証の年次更新分は被保険者に送付)する。 ③ 保険給付に必要な所得情報を保有していない者が簡易申告等で得た情報を徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システムに入力し、書類を広域連合へ送付する。	②「広域連合」で決定した保険料額に基づき、徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は、年金保険者に徴収依頼を行うとともに、被保険者に保険料額決定通知書を送付する。普通徴収の場合は、保険料額決定通知書及び納付書を送付する。 3. 保険料徴収事務 ① 保険料の収納処理により、督促、催告等の各種通知書を送付。 ② 保険料の通融納金の還付・充当処理。 ③ 保険料の収納管理、滞納管理により、滞納者について納付相談等を実施。 ④ 保険料の口座振替情報管理。 ⑤ 保険料の期割・収納・滞納情報を広域連合へ送付。 4. 保険給付事務 ① 保険給付に関する各種申請を受け付け、標準システムに必要な事項を入力後、申請書等を広域連合へ送付する。 ② 特定疾病受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付する。(認定証の年次更新分は被保険者に送付する。)	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月23日	① 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	保険年金課長 野口 武夫	保険年金課長 川原 正樹	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成27年12月23日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	重要な変更には当たらない。 しきい値判断結果が変わらないため。
平成27年12月23日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	重要な変更には当たらない。 しきい値判断結果が変わらないため。
平成30年7月11日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更には当たらない。 しきい値判断結果が変わらないため。
平成30年7月11日	Ⅰ 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	保険年金課長 川原 正樹	保険年金課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更。
平成30年7月11日	Ⅰ 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の80・82・83の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条(82・83の項の省令は未定)	番号法第19条第7項 別表第2の82の項(主務省令未定)	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年7月11日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③ システムの名称	後期高齢者医療システム、滞納管理システム、高額・介護合算システム、個人・法人管理システム(宛名システム)、新窓口対応システム(庁内連携システム)、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム	後期高齢者医療システム、滞納管理システム、高額・介護合算システム、個人・法人管理システム(宛名システム)、新窓口対応システム(庁内連携システム)、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、徳島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム	事後	重要な変更には当たらない。 しきい値判断結果が変わらないため。
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更には当たらない。 しきい値判断結果が変わらないため。
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和2年9月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更には当たらない。 しきい値判断結果が変わらないため。
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の82の項(主務省令未定)	番号法第19条第8項 別表第2の82の項(主務省令未定)	事後	重要な変更には当たらない(法令改正)
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ① 部署	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更には当たらない(組織変更)
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更には当たらない(組織変更)
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更には当たらない(組織変更)
令和4年9月9日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2の82の項(主務省令未定)	番号法第19条第8項 別表第2の82の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2	事前	番号法改正による変更
令和4年9月9日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更には当たらない。 しきい値判断結果が変わらないため。
令和5年9月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更には当たらない。 しきい値判断結果が変わらないため。
令和6年9月16日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表1の59の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	番号法第9条第1項 別表の85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事後	重要な変更には当たらない(法令改正)
令和6年9月16日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第2の82の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2	番号法第19条第8項 番号法第19条第8項に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第119条	事後	重要な変更には当たらない(法令改正)
令和6年9月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更には当たらない。 しきい値判断結果が変わらないため。
令和7年9月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和7年9月1日	Ⅳ リスク対策 8. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和7年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更には当たらない。 しきい値判断結果が変わらないため。
令和7年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更には当たらない。 しきい値判断結果が変わらないため。